

# おきなわ 自治の風

第71号  
2022年11月  
発行  
おきなわ住民自治研究所  
〒900-0022 那覇市樋川2-6-7  
樋川第1ビル 305  
TEL 098-855-2515  
Fax 098-853-6545  
Email okijitiken@gmail.com

## おきなわ住民自治研究所 第6回総会



記念講演  
「住民の辺野古訴訟の現段階と課題」

辺野古の浜を基地と分断するためのカミソリ鉄線（2008年撮影）——現在は堅牢なコンクリートと金網に一新基地の完成を阻み、かつての豊穣の海を取り戻す住民のたたかいは続く。

2. 新全体主義と平和・人権・地方自治

6. 沖縄の歴史—「自治」を軸に考える  
第26回 「軍票B円をめぐって」

9. 2022年度事業計画（案）を掲載

12. 研究所第6回総会・記念講演のご案内

# 新全体主義と 平和・人権・地方自治

⑦ 「新全体主義」とは何か・2

池上洋通(いけがみひろみち)

(おきなわ住民自治研究所理事)

んで、近代教育制度の開始を告げた明治五年(一八七二)の「学制」の公布とその後の展開について、やや詳しく読み込んでおくことにします。

そして次回は、大正期～昭和前期(一九四五年)について、教育制度の動きと国民の抵抗や運動とそれに對する国家的統制・弾圧などについて触れ、ついに「國家総動員体制」に組み込まれた経緯をたどります。

そして、その次の回から第二次大戦後における教育体制の民主的な変革と、それをくつがえそうとしてきた「教育反動」というべき流れを点検し、いま起きている「教育の全体主義化」の現実に向かいいます。★1

## 「学制一五〇年」を踏まえて

本年二〇一二年は「学制一五〇年」に当たる年です。学制は、学校制度を意味しますが、一八七二・明治五年八月三日に「太政官布告」として発布されました。★2

講座⑤回の最後に、一八九〇・明治二三年に発布された「教育勅語」を掲げて、日本における全体主義体制を作った国民への思想動員の教養的な根底にこの勅語が存在したことがあります。

今回は、明治期にもう一度踏み込

ような国民世論と行政展開の現実的な事情もあつて、改正を重ねます。

### ◎ 近代教育制度の原則に立つ

この「学制」において、いままお注目されるのが、布告の序文に当たる「学事獎励ニ関スル被仰出書」「おせいだされしよ」一天皇がおつしやつたお言葉」です。

当時の文部省官僚による文章ですが、「ここには「近代教育思想」による内容がきちんと展開されており、いまなお読み返す価値がある内容とされています。

次頁に資料1としてその現代語訳を掲げました。以下、この資料の文章に付けた番号(◆1...)によって読んでいくことにします。

### ◆1 「学制」序文の内容の解説

◆1 各人の自立のためには学ぶことが必要である。

まず、国民一人一人が自分自身の生き方を決め、それを実現するには、人のあり方や職業、財産についての知識・能力を持たなければならぬ。

「学ぶ」とのほかに、それらの力を身につける方法はない。

◆2 だから学校を設けるのである

そこで学校を設けることにした。その学校では、日常に使う言葉や算数の知識、各分野の職業に必要な能力、さらに法律や政治、天候や医療などの知識を学べるようにする。

### ◆3 学んで生活を安定させる

各人が、その学校で、それぞれに応じて学ぶならば、個人の生活の安定や職業の発展が可能になるのである。

### ◆4 「学ぶ」とは自立の事である

だから学ぶことは、自分が独り立ちするための基本的な力を身につけることであり、生き方に迷い、破産したり植えたりするのは、結局は、学ばなかつた結果である。

### ◆5 これまでの学校の欠点とは

これまで(江戸期)にも学校はあったが、多くの人は右に挙げたようないふところにします。

### ◆6 「学ぶ」との意味

「学ぶ」との意味を理解していくなかつた。その結果、「学校は武士階級以上が通う」として位置づけ、農・工・商の者たち、特に子どもや婦女子は基本的に無視されていた。

そして、学校に通う武士以上の階級の者は、「国家のため」と称したり、「空理空論」をかわしたりして、「己の自立する力を身につける」とを軽視する者が多く、いかにも「高い理論」のように見えるが、大半は現実的に

## 資料1 学制「序文」現代語訳 (1872・明治5年8月3日)

◆1 人々が自分自身で生き方を決め、必要な財産を持ち、よって立つ職業をさかんにして、生涯をとげる根拠となるのは一つしかない。身をただし、智恵を豊かにし、必要な技能を習得することである。その場合、身をただすことも、知恵を豊かにすることも、技能を豊かにすることも、学ぶことによるほかはない。 ◆2 これが学校を設ける理由であり、日常に用いる言語や文字、算用(加減乗除、そろばん)をはじめ、公務・農業・商業・各分野の工業・芸などの職業的能力、さらには法律・政治・天文(天気…・医療などにいたるまで、すべて人や社会の営みは学・知識が無ければ成り立たないのである。 ◆3 したがって、各人はそれぞれの才に応じて、まじめに学びに従事して、はじめて生活を安定し、その職業を発展させ、さかんにことができるるのである。 ◆4 であるから、学ぶということは、各人が自立するための基本的財産ともいべきことであり、学ぶことなくこれらを可能にする人がいるはずがない。道に迷い、食べ物もなく飢餓におちいり、破産して身を失うような者たちは、つまるところ、学ばなかつたことからそうしたあやまちを起こしてしまったのである。

◆5 江戸期までも、学校というものがつくられて長い年月を経てきたのであるが、多くの人が学校の目的を正しく理解せず、学ぶ道を得ることはなかった。学問は武士以上の人たちが行うこととして、農工商人はのぞかれ、特に婦女・子どもは基本から度外視され、学問の何であるかも教えることはなかった。また、武士階級以上のまれに学ぶ者も、ややもすれば「国家のために」ととなえて、自らの自立の基としての学問というものを知ることなく、あるときは詞章を記誦(文章一部を空読み)したり、空理虚談(無意味な理論によるうつろな議論)の道におちいり、いかにもレベルの高い論のように見えて、実際の行動や人々に影響を与えることなどできない、というものが少なくない。

◆6 これらのことは、永年にわたってつくられた風習による悪いクセであって、本来あるべき道理が理解されていない結果である。これが、人の才芸(職業的な能力など)を伸ばすことができずに、貧乏や破産、家を失うなどの者が多い理由である。であるから、すべての人は、学ばなければならぬ。そして、何のために学ぶかについて、目的を誤ってはならないのである。

◆7 この理由から今回文部省は、学制(学校の制度)を定め、それに次いで、教則(教え方)を改正し、布告するので、一般の人民(すべての人々)貴族・士族・農工商人及び女子も必ず学ばせ、すべての村に「不学の家」が無く、すべての家に「不学の人」が無いようにすることを展望している。

◆8 人の父であり、兄である者は十分にこの目的を深く理解し、子どもにに対する愛育の情を厚くして、それぞれの子どもや弟・妹たちが必ず学ぶことができるようにならなければならない。より高いレベルの学問に向かうかどうかは本人の志によるものであるが、幼い子どもたちは男女の別なく小学校に通わせるようにしなかつた場合は、その父や兄の落ち度である。

◆9 但し、これまでのしきたりの悪習で、学問は武士階級以上のこととし、それは「国家のために」ということであったので、学費や衣食にいたるまで公費でまかなっていた。その結果、公費でなければ学ばないとして、一生を捨てる者も少なくなかった。しかしそれは誤った生き方である。今後はこれを改め、すべての者は、子どもたちが他のことをなげうって必ず自らが積極的に学ぶようにし向けるよう心得ることである。

以上の通りのことを天皇がおっしゃられた〔被仰出された〕ので、各地方官においては、それぞれの地域のすみずみに至るまで、もらすことのないように、時には言葉を分かりやすくしたりして詳しく伝えることとし、学問の制度が普及するように、その方法をつくりあげていくようにすること。

\*原文は文部省「学制百年史」の資料編。ここでは現代語訳を掲載した。現代語訳は、同資料編その他を参考に引用者・池上が作成したが、分かりやすくするために意訳的な部分もある。

は無用なものであった。

#### ◆ 6 惡習をはらい、學習の目的を明らかにする

これは永年にわたってつちかわれた惡習と言うべきものだ。だからこそいま、教育・學習の本来の目的を明確にし、すべての者が学べるようになければならないのだ。

#### ◆ 7 すべての地域から「不学の家」「不学の人」を無くす

そこで文部省は、新たに学校制度を定め、「教え方」についても布告し、階級を問わずに誰もが学べるようになる。だから、すべての人々は学ばなければならぬ。国内のどこの地域にも「不学の家」や「不学の人」が存在してはならない。

#### ◆ 8 子どもを学ばせるのは、保護者の責務である

すべての子どもの保護者（父・兄）である者は、子どもの教育、特に幼児については男女の別なく、子どもたちを学校に通わせるようにしなければならない。子どもたちが学校に通わなければ、それは保護者の落ち度（過失）といふことになる。

#### ◆ 9 學費の自己負担を求める

これまで「國家のために学ぶ」とされていたので、公費で教育費を賄

つてはいたが、これからは各人のために学ぶことになるので、父兄らに學費の負担を求める」とになる。

以上のように「学制」序文は、これからひらく公教育の目的を「各個人が自立的な能力を身につけるため」のものであるとして、「國家のため」とする観点を明白に否定しました。

この基本的立場・観点は、近代市民革命を経験した歐米から学んだ近代民主思想に立つ公教育の原則として、現行憲法※に直接に通じるものであると評価することができます。

#### ※日本国憲法第二六条

①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

義務教育は、これを無償とする。

#### ◎ 「学制」反対の一いつの流れ

ところが「学制」は、一いつのかたちの「反対・批判」に向か合うことになります。

第一が農民運動からの批判であり、第二は旧来の儒学精神に基づく」とが日本の教育の根本だとする理論・

制度的な批判でした。

#### 「学制」が農民一揆の標的に

まず、「学制」が、明治初期に起きた農民一揆の「標的」として、農民たちの怒りの対象とされます。

この時期の農民一揆は、史上最大ともいわれる規模に広がりましたが、その標的とされたスローガンには次のものがあります。

#### ◆ 「学制」反対——一八七一年

#### ◆ 「徵兵制」反対——一八七三年

#### ◆ 「地租改正」反対——一八七四年

のうち「徵兵制」では、「国民の生命で払う税」という意味を込めた「血税」という言葉が生まれ、「血税反対」が叫ばれました。

また「地租改正反対」は、地租の率の引き上げに対するものでしたが、「竹槍でドンと突き出す二分五厘」[二ア'ゴリン]というスローガンを生み出しました。地租を「三[ア]（三厘）」に引き上げようとしたのに對して

「一・五%（一分五厘）」の数字を掲げ立ち上がったのです。そして、その目標を実現しました。

#### 儒学者による「学制」批判

「学制」に対するもう一つの批判は、第一が農民運動からの批判であり、第二は旧来の儒学精神に基づく」とが日本の教育の根本だとする理論・

第二には農家から「労働力」を奪われることでした。

子どもたちは、農家にとっての重要な働き手だったのです。事実、子どもたちのほぼ全員が小学校へ通うようになるのは、明治の末年（一九一〇頃）のことでした。

#### 小学校授業料、明治三三年に廃止

この点からすると、初期明治政府は文部省の官僚たちは「高い理想」を掲げることはできても、民の現実を知ることについては、きわめて不十分であった、ということができます。

小学校の授業料が廃止されたのは、「学制」公布から二八年後の明治三三年（一九〇〇）のことでした。

この年、小学校制度についての大改革が行われ、それまで三年制だった教育年限を四年制に変更する

と共に、授業料を廃止したのです。

#### 儒学者による「学制」批判

日本人としての伝統的な精神が失われる——今では想像もつかないほどの危機意識が彼らを襲つたのです。

そして「学制」に対しては、教育の

精神的な拠点は「伝統的思惟」に置かなければならぬ、と強く主張をしました。

その典型が明治二二年（一八七九）に天皇の名で提示された『教学聖旨』です。実の作者は儒学者で、當時天皇に儒学の講義をしていた元田永孚（もとだながさね）でした。

◇人民の風俗問題—自由民権運動などは、明治改元時からの「歐米から影響による教育が、知識を教える」とを中心とした「知育主義」偏つて、道徳教育（德育）を軽んじたことから起きたものである。

◇したがって教育は、日本の伝統である「仁義忠孝」を第一義とする道徳教育を基礎中心にして行われるべきである。

いまから考えると、いかにも時代遅れと見ることができるような主張であり、当時の開明派官僚たちから批判が出されました。例えば伊藤博文は『教学聖旨』を読んですぐにその著作『教育叢書』の中で反論しており、「風俗の乱れは欧米化によるものではなく、急激な社会構造の変化によ

るものだ」と記しています。

しかし、天皇の名で出された主張の力は強く、同じ年に「道徳—修身」についての教科書の内容は、歐米からの内容が一切排除されるようになります。一〇〇三年に初めて刊り、さらに「知育」第一から「德育」第一への転換がはかられ、いわゆる「修身」教育を土台にした教科の組立てに転換されていました。

ここで特記しておきたいのは、この流れが後の「教育勅語」へ直結したということがあります。じつは、元田永孚は「教育勅語」の内容に直接かかわった当事者でもありました。

「德育」を優先して「知育」をわざにおき、「科学的な認識」を軽視する」とを当然視する教育が「全体主義体制」を生み出した力になつたことは、誰もが認めるところでしょう。

私たちはいま、現実に照らしてそれを熟慮しなければならないのだと思います。★3

#### △注)

##### ★1 近年の教育の反動化と「子ども防衛白書」の刊行

教育の反動化と言つべき行政の内容の動きには「違憲性の疑い」を含む場合が多いのですが、近年で私が発足して太政官制は廃止され、明

注目している」との一つに、防衛省による「子ども防衛白書」ともいわれる『はじめての防衛白書』の発刊があります。一〇〇四年に初めて刊行され、一〇〇四年の今年第二巻が出されました。

いわゆる「防衛教育」の問題については後の回で取り上げますが、広く関心を持つていただきたいとの願いから、次に、一〇〇四年版の目次を掲げておくことにします。

#### ★2 太政官制と「布告」について

太政官制は奈良・律令体制の制度でしたが、平安中期以後力を失いました。しかしその名称・形式は江戸末期まで残っていました。慶應三年（一八六七）の「王政復古の大号令」に合わせてこれを復活させます。

このとき「三權政府」を唱える意見もありましたが、それが実際に実現するのは明治四年（一八七一）の「太政官三院制」によるものでした。

この太政官制の下で出された法令のうち、全国に適用するものを「布告」と呼び、それに基づいて各省庁が発する法令を「布達」と呼びました。明治一八年（一八八五）に内閣制度が発足して太政官制は廃止され、明

治二二年（一八八九）に憲法が制定されますが、その後の憲法・法律で否定されない限り太政官制下の法令は生きています。

その点は、日本国憲法体制の下でめられた「郵便制度」があり、基本的な形は今まで持続されています。（ただし、厳格にいうと、民営化された現行の郵便制度には、違憲の疑いがあります。）

#### ★3 近代日本の教育の二つの潮流

「德育重視」か「知育重視」かという争いは、近現代日本を通じており、今なお続いているとする見方があります。私も、近年の学校教育における「道徳教育の科目化」などの流れを見ると、その見方に共感を覚えます。

たしかに「科学的な知識」だけを重視するといふことであれば抵抗を感じますが、いかなる場合であつても、「知育の軽視」は、自身の生涯学習のあり方としても肯定することできません。

## 沖縄の歴史—「自治」を輪に考える

### 第26回

# 軍票B円をめぐって

来間泰男（沖縄国際大学名誉教授）

**貨幣経済の再開** 沖縄本島およびその周辺諸島のキャンプのなかでは、通貨は使用されなかつた。そこでは生活物資はアメリカ軍から供給されるし、相互に物資を交換する条件も必要もなかつたからである。

一九四六年（以下、一九は略）三月二十五日付けの特別布告第七号「紙幣、両替、外国貿易及び金銭取引」によつて、「通貨なし経済」から「貨幣経済」へと移行した。この時

日に新日本円に一本化した。  
**通貨の変遷** 通貨は、めまぐるしく変遷した。四七年八月八日付けの特別布告第二号「法定通貨」によつて、八月一日からB型軍票を新日本円に加えて法定通貨とする、とされた。二回目の法定通貨変更である。しかしその適用範囲は「沖縄群島のみ」となつてゐる。というのは、他の三群島においては一回目の法定通貨変更是実施されていなかつたので、

これによつて全地域に「二本建て通貨制」がとられることになつたといふわけである。

そして三回目の法定通貨変更が、

四八年六月二六日付けの特別布告第

二九号「通貨の交換と新通貨発行」

によつて実施され、続いて七月二〇

日付けの特別布告第三〇号「標準通

貨の確立」が出されて、前布告によ

る「交換期間の終了に当たり、ここ

にB型軍票を琉球列島の唯一の法貨

と定める」とされた。こうして、い

わゆる「B円時代」の幕開けとなる。

以上、琉球銀行調査部編『戦後沖

縄經濟史』（八四年）によつたが、

「第一次」は通貨の「変更」ではな

く「指定」とし、以下を「変更」と

した。

は、新旧日本円とB円を法定通貨に指定した。旧紙幣の場合は、五円以上には「証紙」貼付が必要とされ、それ以下の紙幣と硬貨は、そのまま通用とされた。これを、翌年九月一日に新日本円に一本化した。

通貨の変遷

通貨は、めまぐるしく変遷した。

四七年八月八日付けの

特別布告第二号「法定通貨」によつて、八月一日からB型軍票を新日本

円に加えて法定通貨とする、とされ

た。二回目の法定通貨変更である。

しかしその適用範囲は「沖縄群島の

み」となつてゐる。というのは、他

の三群島においては一回目の法定通

貨変更是実施されていなかつたので、

これによつて全地域に「二本建て通

貨制」がとられることになつたとい

うわけである。

そして三回目の法定通貨変更が、

四八年六月二六日付けの特別布告第

二九号「通貨の交換と新通貨発行」

によつて実施され、続いて七月二〇

日付けの特別布告第三〇号「標準通

貨の確立」が出されて、前布告によ

る「交換期間の終了に当たり、ここ

にB型軍票を琉球列島の唯一の法貨

と定める」とされた。こうして、い

わゆる「B円時代」の幕開けとなる。

以上、琉球銀行調査部編『戦後沖

縄經濟史』（八四年）によつたが、

「第一次」は通貨の「変更」ではな

く「指定」とし、以下を「変更」と

した。

**軍票 戰時占領のさい、占領した側が占領地に権力的に流通させる通**

**貨を「軍票」という（「軍用手形」**

**「軍用手票」ともいう）。たとえば**

**「軍用手票」**

**「軍票」**

**「軍票 戰時占領のさい、占領した**

**側が占領地に権力的に流通させる通**

**貨を「軍票」という（「軍用手形」**

はないかと警戒し、日本銀行券を使ふようとに、早くから要請していた。まず四五年八月二三日に、「マッカーサー司令部（まだマニラにあった）に当て電報を打ち、「日本政府ハ占領軍ガ日本ニ於テ如何ナル通貨ヲ使用」するのか、その「通報」を得られれば「幸」である、われわれは「日本銀行券ヲ使用セラレムコトヲ希望スル」もので、そのため「右通貨ノ引渡ノ要求ニ応スルノ用意アリ」と問い合わせている。引き続き、八月二八日にも電報を打ち、返事がまだないが、再度「注意ヲ喚起致シ度シ」とし、軍票を使えば「国内ノ財政金融組織ノ混乱」を招き、「ボツダム宣言履行ニモ支障ヲ来ス」恐れがあるので、わが「帝国政府ノ希望」を「容認」するよう「切望」する、と述べている。これにも回答はなかつた。

九月二日、降伏文書の調印式を終えて、マッカーサー連合国最高司令官は横浜に着くと、その名で、三つの「布告」を提示した。その第三号は「通貨」と題されている。「一、占領軍ノ発行スルシタル軍用補助通貨、日本銀行ノ発行スル法定通貨並ニ日本政府発行紙幣及硬貨ハ凡ユル点ニ於テ同価値トシ額面価格ニ依リ相互ニ両替シ得ルモノトス」（B円は日本銀行券と同じ価値を得つ）。〔三〕では、日本の発行した「軍用及ビ占領地通貨」は「授受ヲ禁止ス」とし、以下、「通貨ノ輸入禁止」などに触れている。

日本政府の必死の交渉により、こられらは直ちには実施しないことになった。その中には、重光葵外相とマッカーサー元帥（九月三日）、またザーランド参謀長（九月四日）との会談が含まれている。重光は「通貨ノ問題ニ付テハ目下専門家ノ間ニ話合進行中」なので、それを待つよう提起し、ザーランドも「暫ク模様ヲ見テ何分ノ決定ヲシ度シ」と答えていた。こうして、日本でのB円使用はなかつた。

以上のうち史料は、江藤淳編・波多野澄雄解題『占領史稿』（降伏文書調印経緯）（講談社、八九年）による。

**A円とB円** こんな情報もある。富田昌弘『紙幣が語る戦後世界』（中央公論新社、九四年）は「東西本法貨トス」（B円を日本の通貨と

する）、「二、占領軍ノ発行スル冷戦と沖縄の通貨 一B円軍票から米ドルヘ」の項をかかげて、次のように書いている。「B円軍票」とは、第二次世界大戦時に連合軍が枢軸国「日独伊三国同盟」側に対する上陸戦に際し共同して連合軍軍票（Allied Military Currency）を発行し、イタリア、フランス、ドイツ、オーストリアなどで使用したが、その一環として、当時の米国陸軍省が所管し米軍が沖縄で流通させた戦時通貨である。通貨単位は円であり、B円とよばれるのは券面に大きくBの文字が書かれているためである。沖縄と日本本土での使用を目的としたB円のほかに朝鮮半島での使用のために造られたA円軍票が存在したので、A、Bの区別があつた。連合軍軍票は本来、戦時の臨時通貨であつたが、B円軍票だけは結果として沖縄で一〇年間も流通することになつた」。

私は、A円の現物は、カリフオルニアの日本レストランで、他の紙幣と共に額に納めて飾つてあるのを初めて見た。また、韓国銀行の刊行物にも、印刷されていた。

富田は、日本円との併用など、沖縄での通貨交換の経過を述べたあと、五〇年からの「本格的な米軍基地の

建設開始」があり（後出）、「極東の政治情勢の変化」もあって、「沖縄はサンフランシスコ平和条約発効後も米軍の統治下に置かれ、その後も米軍の統治下に置かれ、その結果、B円軍票は戦時通貨から事実上の一般通貨に性格が変わり、長期にわたり流通することになる」と述べている。

列島における軍のB円交換率」が出され、「B円五〇円対米貨一ドルの現行交換率を、B円一二〇円対米貨一ドルに改め、五〇年四月一二日午前一時からこれを実施する」とした。  
為替レートの改定である。

その間の事情は、「戦後沖縄経済史」によれば、次のとおりである。

「基地建設予算が承認（四九年一〇月二八日、トルーマン大統領署名）されたや否や、米極東軍総司令部は、二度にわたって沖縄へ経済調査団を派遣した」。恒久基地の建設が始まろうとしていた（後出）。「基地建設の条件整備を目的にした両調査団が重視した問題は、①経済の安定化ないしインフレの防止、②労働力の確保、という二大条件をいかに達成するかということであった」。「調査団は次の二つを勧告した。①ガリオア援助を十分に割り当て、同援助金による輸入物資を廉価「安い価格」で販売することにより、物価安定に資すること、②大量の消費物資を至急本土から輸入することとし、輸入促進に必要な諸施策を早急に樹立すること」。①のガリオア援助は、アメリカ政府が沖縄現地軍に割当てる「援助」（これを援助というのは変だし、のちに日本は返済を要求され

返済した）で、在沖米軍は、それでもつて物資を輸入した。その価格が安いことが望ましい、というものであつた。

「基地経済」は為替レートででき立つというのである。

と述べているのであるが、当時の沖縄の日本向け輸出品目をみれば、次のように、為替レートのあり方によつたかただ、この『戦後沖縄経済史』は、「かくして沖縄経済は、基地建設の経済的波及効果を活用して経済に処置しなさい、ということである。その、「物価安定の見地から同調査団がもつとも重視したことは、

「為替レート設定」の問題であった。依存型輸入経済」という宿命を課されることになった」としている。この点については私は同意できない。

まず、「基地経済」と言い慣わしてきたものを「基地依存型輸入経済」トにするのを勧告した」。「B円高」とすれば、B円の対日購買力が高まり、日本からの輸入品の価格が低く抑えられることになるわけである。

（日琉貿易協定）が締結された（後出）が、それによって日本へ輸出するさいの関税が免除される「南西諸島物資」の目録は、次のようになつていて。主なものを挙げる。黒糖、生鮮野菜および生鮮果実、なまこ、鮓ひれ、うに加工品、鮑節、つむぎ、みやこ上布、海人草、ボタン用貝殻、ゆり「百合」根、アダン葉およびその製品、つのまた、たたみ表<sup>サ</sup>さん<sup>シ</sup>、木炭、真珠、はぶ、えらぶうなぎ、鑑賞用貝殻、竹製品、いかの甲、燐鉱石、マンガン鉱石、トラバーチン、琉球陶器、琉球漆器……。五四年九月には分蜜糖とバイナップル缶詰も加えられた。

このような、当時の県産品の中に、「B円安」の為替レートが適用されたとしているが、そうではあるまゝ、弱小な沖縄経済という場に、広大な軍事基地が建設されたことが、「基地経済」を生んだのであり、それ以外の性質の経済になることはあらなかつたのである。

このことになると、いう一つの機能を指す表現である」。一つのドルが、すくしたために、沖縄の産業は育た

本本土の経済振興にも、同時的に役立つというのである。

「基地経済」は為替レートででき立つというのである。

と述べているのであるが、当時の沖縄の日本向け輸出品目をみれば、次のように、為替レートのあり方によつたかただ、この『戦後沖縄経済史』は、「かくして沖縄経済は、基地建設の経済的波及効果を活用して経済に処置しなさい、ということである。その、「物価安定の見地から同調査団がもつとも重視したことは、

「為替レート設定」の問題であった。依存型輸入経済」という宿命を課されることになった」としている。この点については私は同意できない。

まず、「基地経済」と言い慣わしてきたものを「基地依存型輸入経済」トにするのを勧告した」。「B円高」とすれば、B円の対日購買力が高まり、日本からの輸入品の価格が低く抑えられることになるわけである。

（日琉貿易協定）が締結された（後出）が、それによって日本へ輸出するさいの関税が免除される「南西諸島物資」の目録は、次のようになつていて。主なものを挙げる。黒糖、生鮮野菜および生鮮果実、なまこ、鮓ひれ、うに加工品、鮑節、つむぎ、みやこ上布、海人草、ボタン用貝殻、ゆり「百合」根、アダン葉およびその製品、つのまた、たたみ表<sup>サ</sup>さん<sup>シ</sup>、木炭、真珠、はぶ、えらぶうなぎ、鑑賞用貝殻、竹製品、いかの甲、燐鉱石、マンガン鉱石、トラバーチン、琉球陶器、琉球漆器……。五四年九月には分蜜糖とバイナップル缶詰も加えられた。

このような、当時の県産品の中に、「B円安」の為替レートが適用されたとしているが、そうではあるまゝ、弱小な沖縄経済という場に、広大な軍事基地が建設されたことが、「基地経済」を生んだのであり、それ以外の性質の経済になることはあらなかつたのである。

このことになると、いう一つの機能を指す表現である」。一つのドルが、すくしたために、沖縄の産業は育た



③沖縄県や地域の経済、歴史・文化、憲法と地方自治、医療、福祉・教育や生活課題など、会員・市民が学びたいテーマの講座の開催。自治体の出前講座等の活用も図ります。

④月イチ「ゆんたく自治サロン」は、会員・読者の交流の場として開催していますが、「住民と自治」読書会を取り入れるなど、誰でも気軽に参加できるよう工夫をこらし継続していきます。

(3) 全国的な学習企画、自治体学校や政策セミナー等への参加

野県)」が今年は集会方式+ZOO M方式で開催され、沖縄からは2名が参加しました。県内でも会員や市町村議員への案内・呼びかけを重視して積極的な取り組みを進めます。

②全国研主催で市町村議会議員研修会が通年で企画され、オンライン・Zoome開催で実施されます。

政府が自治体デジタル化を急速に推進していく中で、地方自治を形骸化・集権化する動きが強まっていま

(2) 地方自治の学校・議員研修会の開催

・今年度一斉地方選挙にあたり、8月～9月に多くの市町村(31自治体)で議員選挙があり「議員研修会」は開催していません。新しく当選した議員を含め、2023年の次回「議員研修会」を早めに企画して取り組んでいきます。

## 2・調査研究活動

### 3・機関誌「自治の風」の定期発行・「住民と自治」誌の普及

今年は、「復帰50年」の節目の年や講師等の選定および開催方法を検討して、8月に開催できるよう取り組んでいきます。

今年は、「復帰50年」記念と銘打った企画が期発行・「復帰50年」特集・企画

「沖縄振興特別法」も延長が決まりましたが、その『見直し』も含めた議論が必要となっています。これからの「沖縄の課題と展望」を主体的に切り開く調査研究と議論を深めていくことが重要です。

特に、米軍基地から派生するPFAS汚染、南西諸島への自衛隊基地やミサイル配備など「軍事要塞化」の問題。地域住民の生活や環境に関する問題等を調査し実態明らかにしていくことが喫緊の課題となっています。

(2) 「平和で豊かな沖縄をもとめます」

これまで、いつも沖縄に心を寄せ、専門的な分野をいかした研究部会・委員会を立ち上げ、調査研究活動を進めることができます。体制の整備につとめます。

・理事・会員の研究・専門分野等を生かした課題別の研究会を開催して、部会の設置につなげるよう努めています。

この企画に宮本憲一先生はじめ10名の研究者の「論考」が寄せられ、170ページを超える「本」を出版することができます。この出版「本」はマスコミでも記事に取り上げられ、県内2紙に「書評」も掲載

されたことや、県内や本土からの注文も多く寄せられるなど「好評」を博していく普及・拡大も進んでいます。まだ在庫も多いことから引き続き普及に努めていきます。

### (3) 機関誌編集委員会の確立

・「編集委員会」を確立して紙面の充実を図ります。

### ・情報や資料の収集に努めます。

・当面400部発行をめざし、会員・読者の拡大をめざします。

(2) 全国誌「住民と自治」の普及および書籍の普及

自治体問題研究所「住民と自治」誌は、地方分権改革・道州制、地方財政改革、公共サービス改革デジタル化など地方自治の分野のほか、福祉やまちづくりなど地域・自治体にかかる制度解説や先進事例をタイムリーにわかりやすく紹介しています。

現在の県内の読者数は60部ですが100部を目標に拡大に努めます。そのためには自治体職員、各市町村議員、など関係者への普及を重点的に取り組んでいきます。

自治体研究社発行の書籍の普及も併せて進めていきます。

### (4) メール情報の提供とホームページの作成等

ホームページの開設を準備しているところですが、情報提供や掲載内容がまだ未確定です。早い時期にアップできるようにしていきます。

### ・希望する会員のメール登録を進め、

会員へのメール情報の提供を行い、双向方向の情報交換を進めます。

オンラインやZ.O.O.mでの学習会や情報交換ができるような体制づくりが求められています。会員の協力・支援もお願いしていきます。

(1) 組織活動について

#### ① 会員を増やし、もつと豊かな会員活動へ

地域と自治体の在り方を考える

「まち研」推進へむけ、市町村ごとの会員マップ作成し、支援、共同の活動ができるよう努めています。

コロナ禍で面談や対話を進めていくことも困難な状況ですが、一人ひとりに呼びかけ一歩一歩進めていくことを求められています。今年度は新規会員50名を目標に取り組みを進めます。

また、全国からの賛助会員も3割

以上になっています。沖縄への思い寄せていただき、連帯と共同の輪が拡がっています。「自治の風」への寄稿や財政的にも大きく貢献しています。こうした会員・読者の皆さん

### (4) メール情報の提供とホームページの作成等

寄稿や財政的にも大きく貢献していきます。こうした会員・読者の皆さん参加と交流を深め、主体的な活動参加へのプログラムや情報発信に努めています。

・今後研究所を安定的に運営していくためにも、会員の拡大をめざします。

### ・研修会や講演会などの事業は可能な限り採算がとれる計画とします。

・自治体研究社発行の書籍の普及・販売につとめ、還元金制度も活用します。

宮古島市では、5月に第7回市民学習会が行われました。当研究所も講師の派遣等に協力してきましたが、今後も継続的に交流を深めていきます。

（3） 財政活動

#### ① 財政活動費として、民間基金、行政からの委託料・補助金等の活用も検討していきます。

（3） 財政活動

財政は、基本的には会員・賛助会員の会費によって賄われています。

他に、事業収入や書籍等の販売収入、寄付金等になります。

今回『平和で豊かな沖縄をもとめて』本を1500冊発行しましたが、完売すれば財政的にも一定の収入となります。今後も普及・拡大に務めています。

・今後研究所を安定的に運営していくためにも、会員の拡大をめざします。

以上になっています。沖縄への思い寄せて進めていきます。

大学や教育機関、研究団体、学術団体、民主的組織・団体、各種団体との協力、共同・交流を推進していき

研究所活動の充実発展のために、

（3） 財政活動

財政は、基本的には会員・賛助会員の会費によって賄われています。

また、全国からの賛助会員も3割

# 研究所設立5周年

## おきなわ住民自治研究所第6回総会

11/23  
(水)

下記の通り、2022年度研究所第6回総会を開催いたします。  
会員のみなさまは、万障お繰り合わせの上ご出席下さい。

おきなわ住民自治研究所 運営理事会

日時 11月23日(水)

午後1時30分～4時30分

会場 真和志農協3階ホール  
(駐車場有り)

記念講演 (午後3時～4時30分)

どなたでも  
気軽にご参加を

### 「住民の辺野古訴訟の現状と課題」

講師 赤嶺朝子 弁護士

玉城デニー知事が昨年11月に、国（防衛施設局）の「軟弱地盤に関わる設計変更」を不承認としました。

これに対し、国は不服審査請求を申し立て自ら知事の不承認を取り消す「裁決」を行い、「是正に指示」で承認を迫っています。沖縄県は国地方係争処理委員会への申し立て、「不承認の取り消し」を求める裁判を求めて訴訟を起こしています。

国交相採決の取り消しを求める辺野古住民訴訟が那覇地裁で始まっています。新基地建設を巡る裁判は実質審理が行われておらず、住民訴訟は、國のずさんな埋立の違法正を明らかにする上でも重要な裁判です。

沖縄県民は、今度の知事選でも三度「辺野古新基地ノー」民意をしめしました。

国の一連の対応は、民主主義と地方自治を踏みにじる不法・不当なもので、國と沖縄県の対立の根底にある問題を明らかにして、憲法と地方自治を取り戻すたたかいの意義と展望を考えます。

### 事務局通信

（3）「総会出欠確  
認及び委任状」用紙  
を添付してあります。  
（切手はご提出  
ください。）

a x 総会成功のため、返  
信用封筒にてご提出  
を負担お願いします。F

- （1）議案書・決算書及び  
予算書を同封しております。
- （2）今回、総会で役員の改  
選を予定しています。自薦・  
他薦問わず新理事の推薦が  
あれば事務局へご連絡下さい。

会員のみなさまへ

### 会場について

#### ◆ 所在地

那覇市寄宮3-10-1  
(真和志小学校北側隣接)

#### ◆ 駐車場は、建物地階と向か い側にあります。（無料）